



南富良野町子育て応援特別手当の申請受付中です

国の3歳から5歳までの子育て応援特別手当が中止となりましたが、本町独自の支援策として、0歳から大学在学中までの子を持つ保護者に対して、子育て応援特別手当を支給しますので、該当される方は、忘れずに申請願います。



1 支給対象者および支給対象となる子

(1)支給対象者

平成21年10月1日において、本町の住民基本台帳に登録されている方で、(2)の支給対象となる子の属する世帯の世帯主に支給されます。

(2)支給対象となる子

平成21年10月1日において、0歳から大学（専門学校も含む）在学中までの子（但し、高校生以上の場合は、支給対象者の扶養となっていることが要件となります）扶養および在学の確認資料として、高校生以上の子がいる世帯は次の添付書類が必要となります。

- ・在学証明書（学生証写しなど在学习中であることが証明できる書類）
- ・被扶養となっている証明書（保険証写しなど）

次に該当する方は対象外となります。

- ・生活保護受給世帯

2 支給額 1人当たり 36,000円

3 申請受付期限 平成22年1月29日まで

4 申請書提出先 保健福祉課社会福祉係（保健福祉センターみなくる内）

5 お問い合わせ先 保健福祉課社会福祉係 52 2211

6 その他

- ・高校生以上の子のみの世帯、また、子どもが町外にいる世帯は、申請書が郵送されませんので、保健福祉課社会福祉係までご連絡ください。



みなくるでも、印鑑登録証明書と住民票の発行を行なっていますので、ご利用ください。

保健福祉センター みなくる
保健福祉課 ☎ 52 2211 FAX 39 7020
社会福祉協議会 ☎ 39 7711 FAX 52 3711